

佐々家文書について：特に海(開)運会社関係

中元, 美智子
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178560>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 14, pp.109-131, 1969-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



佐々家文書について

——特に海（開）運会社関係——

中 元 美 智 子

は じ め に

昭和四十三年度の「九州文化史研究所蔵古文書目録」第八号には、佐々家文書を収録した。本稿はこの目録作成担当者の一員として、同文書の資料を紹介すると同時に資料整理の過程で明らかとなつた事実をのべることを目的としている。同文書は、日本資本主義の成立途上に創業しかつ廃業していつた熊本の運輸並びに金融業であつた海（開）運会社の資料が中心となつている。海運会社は士族によつて経営されたが、政府の資金は入つておらず、この時期に多かつた士族授産事業とは区別されねばならない。海（開）運会社は小資本ではあつたが、熊本産業界・紫宸会等の結びつきが深く、第九国立銀行（後の第九銀行株式会社）、第百三十五国立銀行（後の九州商業銀行）、第百五十一国立銀行等熊本の大手の金融業の間隙を埋める役割を果たした。その意味で、同文書は明治二十年代前後の会社の経営内容を示す資料として貴重なものである。

なお、従来海運会社について述べたものに、千場栄次「高橋長秋伝」、「熊本県の歴史」（文画堂）、「熊本県史」Ⅱ、「肥後商工先達伝」がある。そこで、まず最初に、佐々家の系譜から考察しよう。

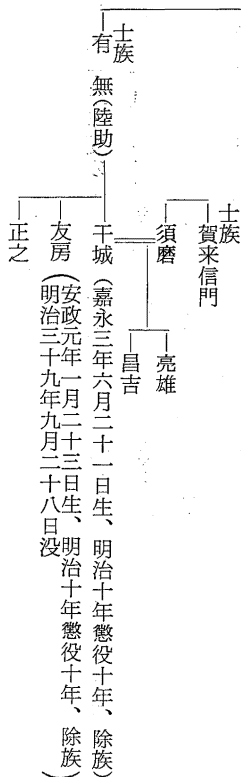
佐々家文書について（中元）

佐々家文書について（中元）

一 佐々家

佐々家の系図を、慶応四年正月佐々陸助が書いた「先祖書」^(註1)と、正之が書いた「戸籍写」^(註2)（佐々家文書¹²⁵⁷）より作製すると、次の様になる。以下汪記しないかぎり、同家の「先祖書」による。

成政（天正十六年没）——与左衛門——備前守——平馬——勘兵衛（享保二年十二月隠居）——勘兵衛——尉右衛門——（寛政五年正月隠居）——勘兵衛（文政元年没）——恒之進



先祖は安土桃山時代の武将で、天正十五年秀吉の九州征伐後に肥後国の領主（天草・球磨の二郡を除く）となつた佐々成政であり、彼は翌十六年隈府城主隈部親永らの国衆一揆の反抗をうけ、その失政をとがめられて摂州尼ヶ崎において切腹した。^(註3)成政は、それ以前甥の与左衛門を養子としていたが、その嫡子備前守（名前不詳）は成政の没後、熊本藩主加藤清正の客分となつた。寛永九年清正の子忠広が改易されると、平馬は浪人となつて京都にいたが、その後大和国織田伊豆守によつて召抱えられた。平馬の嫡子勘兵衛は、織田伊豆守に暇を請い、江戸で浪人していたが、元禄八年八月熊本藩に来、細川綱利時代に召抱えられて熊本藩士となり、知行貳百石を充行われた。これ以後佐々家は肥後に住みつくことになつた。知行目録の一例をあげると、次の様である。

(佐々)
目録

肥後国

八代郡之内

下村

高百式拾石四斗五升三合七勺四才

飽田郡之内

飛田村

高六拾九石七斗四升七勺三才

津留村

高九石八斗五合五勺三才

郡合貳百石

右以目録之通領知之被成下御書出詔、仍如件

宝永二年五月十一日

佐々勘兵衛殿

横井佐左衛門(花押)

下つて尉右衛門の時には百五十石を充行われ、安永二年九月に佐敷御番を仰付けられた。しかし実際に佐敷へ引越したのは安永六年であつた。恒之進の時には百石を充行われ佐敷御番を勤めていたが、文政四年御小姓組を仰付けられて熊本に出た。陸助(有無)は託麻郡出水村に住み、干城・友房・正之の男子がいた。

明治十六年創立の海(開)運会社をみていくと、友房の動行並びに干城・友房の交友関係が重要な役割を果たしたことがわかる。そこで「克堂佐佐先生遺稿」中の熊本各党沿革一班を参考にして、海(開)運会社と関係の深かつた人

佐々家文書について(中元)

佐々家文書について（中元）

名を主にあげながら、干城・友房兄弟（主として友房）の行動を概略してみよう。

幕末の熊本には、佐幕攘夷派の学校党（時習館系統、この系統をひく者に白木為直、古莊嘉門、木村弦雄、田尻彦太郎、財津志満記、松崎廸、内藤儀十郎等がいる）、尊王攘夷派の勤王党（この系統をひく者に佐々干城、友房、浅山知定、高嶋義恭等がいる）、尊王開国派の実学党があつた。勤王党と実学党は尊王の点で連結していたが、明治二、三年頃になつて実学党が洋風を主張したので、学校党と勤王党が結びついて実学党を敵視した。勤王党より分かれたのが敬神党である。実学党は米田監物を中心とした米田派（坪井実学又は明德党ともいう。この系統に津田静一、岡次郎太郎、沢村大八等がいる）と横井平四郎を中心とした横井派（沼山実学又は親民党ともいう）に分れていた。明治六、七年頃宮崎真卿・崎村常雄らが主唱して民権党をつくつた。十年の役に際しては学校党・勤王党が熊本隊を組織したのに対し、民権党は協同隊を組織して共に薩軍に参加した。この時干城・友房共に熊本隊に加わつたために、十年の懲役をうけ、除族された。

十三年夏、主義を論ぜず、専ら懇親を主として授産教育の道を開かんために、沼山・坪井実学派・学校党・勤王党・相愛社（民権党）・敬神党、この外神官・僧侶・商人等に至る人々が集まつて忘吾会を結成した。十四年にこの忘吾会員の中より、佐々友房・高橋長秋・木村弦雄・白木為直・岡次郎太郎等が中心となつて紫溟会を組織し、「皇室を翼戴し、立憲の政体を賛立し以て国権を拡張す」るを第一の目的とした。十五年当時の熊本には、紫溟学会（旧勤王党、坪井実学党、学校党）、改進黨（旧沼山実学党）、勸善社（旧民権党）、敬神党の各派があつた。

これ以前、すなわち十二年一月責付によつて獄を出た友房は、青年子弟の教育の必要を感じて同志と共に釀金を集め、济々齋の前身である同心学舎をつくつた。十五年に济々齋と改称し、友房は校長となつた。この济々齋は紫溟会の教育部の活動として運営されたものである。この外に紫溟会には政治・実業の部門があり、政治部には新聞紫溟新報（後の九州日々新聞）があてられ、津田静一が活躍した。二十年代になると佐々友房が政治面を、津田静一が実業面を受持ち、表裏一体の関係をなして活動したといわれている。二十一年に济々齋校長を木村弦雄にゆづつた友房

は、政界に身を投じ、二十三年には同志と共に熊本国権党を組織して副総理となり、さらに帝国議会在開設されると衆議院議員となつた。こうした関係から、「佐々家文書」中には衆議院議会議事速記録、各地の復縁請願書、医薬分業に関する書類、木曾地方の治水に関する請願書、各地の鉄道事業に関する書類等、主に二十年代の帝国議会在に関する資料がある。その後彼は国民協会、大日本協会に属し「国権を拡張し、国力を振興」することを主張した。三十年欧米を漫遊した後、帝国党を組織し、その委員長となつた。三十九年九月五十三才で没した。^(註五)

二 海（開）運 会 社

海運会社は、以下に述べる観光社が失敗したのち、その事業を引継いで発足し、資金を観光社の所有船だった国千保丸を売却することによつて得た。

1 観 光 社

同社は、明治十三年に旧肥後藩士の公債を資本として海運業を開始したと言われている。田尻彦太郎を社長とし、事務所を飽田郡松尾村百貫港におき、国千保丸・百貫丸の二隻を所有して百貫石と大阪との間を航行した。

友房が書いた『^(註六) 済々黌歴史』によると、観光社は「汽船会社にして熊本士族の創立に係り、子弟教育を以て目的とす」とあり、同心学舎がはじめて経済的に行き詰まつた十三年に、千円を寄附してもらつたとある。そして「宮川氏、予、西川氏と皆教授の事を兼ね、而して観光社と協議し各自所有の公債を預け、該社に於て之を貨殖し、其の利子を以て学校を維持するの特約を結んだという。従つて観光社の経営が思わしくなくなり、経費が捻出されなくなると同心学校（明治十四年改称）の経営も又危うくなつた。この様に同心学舎と同社は密接な関係があり、一般に観光社が紫溟会の実業方面として企画されたといわれている。^(註七)」しかし観光社の創立は十三年であり、紫溟会の結成は十四年九月であつて、観光社は十五年には廃業するに至つてゐる。

佐々家文書について（中元）

同社の整理状況について「肥後商工先達伝」の高橋長秋の項に「株主中から高橋氏が推されて観光社整理の任にあたることになった。（中略）船を大阪商船会社へ二万円円で売渡し、その代金は大阪商船株で受取り、下田一巳を三角支店長に、高橋義恭を長崎支店長に、紫藤猛を鹿児島支店長に夫々大阪商船から任命して貰い、所謂小資本の観光社単独の経営難から之を大阪商船に合同せしめ、海運の事業も之に従わせしめる人々も全部大阪商船に引継いだ。（中略）かくて明治二十年には大阪商船の特約店として海運社が生まれた。」とあり、又「熊本県の歴史」中にも観光社について同様の事を述べており、「明治二十年大阪商船の特約店として海運社が生れたのも、観光社の系統をひいているもの」とあるが、「佐々家文書」よりみると、十六年に海運社は設立され、事業を開始していた。すなわち十五年観光社が破産して下田一巳・高島義恭・高橋専太・佐々千城・佐々友房がその整理に当り、十六年三月三十日には、「向後更ニ一社ヲ設立スル」⁽⁸³⁾を決議し、同年四月一日をもつて創業した。観光社の大阪商船会社への身売りの件については、破産と同時にすべてが大阪商船会社に移されたのではなく、徐々に行なわれ、十六年に国千保丸を、更に十七年に百貫丸を売渡し、ついに海運会社は船を所有することなく大阪商船会社の請負をやるようになった。

2 海運会社

海運会社は十六年七月三日の株主惣会で、創業を遡つて四月一日と定めた。同社は観光社の負債を引受け、財産を譲受けて発足した。この負債は同社が十九年前半期でもつて弁償し終つて⁽⁸⁴⁾いる。

十六年前半期の勘定報告によると、資金は国千保丸の売却金をあてたようである。国千保丸の代金は二万八百円であり、十六年前期には一万五千九百円が入金されている。この船代金でもつて公債・証書・銀行株券を買入れ、第百五十一国立銀行に預け、それらを抵当として「入用文ケ」⁽⁸⁵⁾信用をもつて借りうけることに決め、下田一巳を約定主とした。社長には、はじめ観光社の整理に尽力した高橋長秋を推したが断わられたため、当分社長をおかなかつたが、十七年六月十三日になつて高橋専太を社長にした。

「海運会社規則」⁽⁷⁸⁾（明治十六年六月五日）によると、名称を「海運会社」とし、熊本区中唐人町一番戸に事務所を設けた。責任は「有限ニシテ其負担ハ株金没収ニ止ルモノトス」。「本社ノ營業ハ汽船ヲ備エテ旅客ノ航海、貨物ノ運輸ヲ營業スルヲ目的トス」。「該社ノ營業ハ明治十六年五月ヨリ明治二十六年四月迄向フ十ヶ年ヲ一期トス」。「本社ノ資本金ハ二万四千二百円トス」。「該社ノ株金ハ五拾円ヲ壹株ト定メ四百八十四株トス。尤株券ヲ授与セシ後ハ本社ニ於テ一切ノ責ニ任ス」等々二十八ヶ条の規則を定めた。

海運会社は創業を開始したものの、觀光社の債務は引受けているし、経理面は混沌とした状態であつた。十六年前半期の勘定報告には、「本社ノ創業ハ他ノ会社トハ自ラ体裁ヲ異ニスルモノアリ。旧汽船会社失敗ノ余弊ヲ受ケ、困難ノ余不得已ノ場合ニ臨ミ創立シタル者ナルカ故ニ、其際旧負債引受、財産讓受、其他種々ノ出費ヲ要シ計算上頗紛乱ヲ極メタリ。是ヲ以テ何レヲ資本トシ、何レヲ借用金トシ、且幾分ハ創業費ナルヤ区域判然明瞭シ難キモノアリシニ依リ、当期決算ニ際シ先ツ出納決算ヲ明ニシ、次キニ大凡ノ見積リヲ以資本金實際ノ區別ヲ確定シ、十六年前半期即チ創業ノ勘定ヲ報告ス」とある。

海運業は明治初年以來、政府の保護政策もあつて、徐々に発展しつつあつたが、明治十年西南戦争の勃発によつて大阪を中心として異常な発展を遂げた。軍隊・軍需品の輸送のために船が不足し、船賃もあがり、海運業は好景となつた。そのため海運業者は急増し、船は百余隻、船主も七十余名になつたという。その後は海運業者は過剰気味となり、過当競争を引起した。こうした中で、十五年になり、大阪商船会社を創設するために、「内国海運ノ業ヲ改良振起シ、以テ物産ヲ盛大ナラシメ社会航通ノ道ヲ開キ、一ハ公衆ノ便益ヲ計リ、一ハ株主ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ」、住友家総理人広瀬幸平らが中心となつて、大阪以西の各海運業者へ糾合の呼びかけがなされた。株金の募集方法は「可成汽船ヲ以テ之レヲ募リ、不足ノ分ハ通貨ヲ以テ募集」、「汽船ヲ以テ募集スルモノハ農商務省管船局ノ正當ナル評価ヲ請ヒ、其価格ニ相当スル株券ヲ付与」することにした。そして、明治十七年五月一日資本金百二十万円で

佐々家文書について（中元）

大阪商船会社が開業した。^(註8)

十六年七月十九日の海運会社取締役集会では、大阪商船会社加入の件が議題にのぼった。これは大阪商船会社設立の際に海運会社にも呼びかけがあつたため、会議にかけたのであるが、十六年八月十二日の会議では加入を否決した。^(註9)しかしながら十七年前半期には、大資本の大阪商船会社のもとについて組入れられた。「十七年前半期勘定報告」の資本金実際の項に「百貫丸商船会社加入株券高本行通」として九千三百円が計上されている。これは最後の一隻、百貫丸を大阪商船会社に加させ、代りに同社株券が付与されたことにともずく。この後海運会社は船を所有することなく、商船会社の請負会社として揚荷業を行ない、専ら貸付業に力を入れた。当時は松方正義がデフレ・ション政策を進行していた時であつた。熊本金融界には大資本の第九国立銀行（明治十年十二月創立）、第百三十五国立銀行（明治十二年四月創立）、第百五十一国立銀行（明治十二年十月創立）が存在しており、海運会社は国権党系であつた百五十一国立銀行の庇護をうけた。^(註10)

こうして、営業内容を変更せざるを得なくなつた海運会社は船中職制とか海員の月給の規定のあつた十六年の規則を改正し、四十六名の株主を整理し、資本金を二万余円より千九百五十円へ縮少した（十七年七月一日の「海運会社規則」は資料1に掲げた）。

十七年十一月の「海運会社株益金配当帳」^(註11)によると、資本金の出資者は表1の様である。

十九年段階で実際には千七百五十円の集まり具合であつた。ここでは後に活躍した佐々干城・古閑信喜の名が見当らない。干城の代りに正之が名を連ねている。

次に金融についてみよう。十七年七月二日維持者集会において海運会社の基本方針を次の様に決めた。^(註12)

第壹条 預り金ハ三ヶ月以上ニシテ金高拾円以上トス。利子ハ百円ニ付日歩式銭六厘、六ヶ月以上之預ケ金ハ、式銭八厘ノ割ヲ以テ賦与ス

表1 資本金の出資者

住 所	氏 名	出資高
上益城郡	須崎休十郎	180円
熊 本 区	大野 勝次	150
〃	高島 義恭	130
鮑 田 郡	一宮 一馬	130
熊 本 区	下田 一巳	130
鮑 田 郡	高橋 専太	130
下益城郡	友田 内治	130
〃	志水 源五	110
熊 本 区	井上藤十郎	100
詫 摩 郡	佐々 正之	90
熊 本 区	賀来 煩平	90
〃	今朝洞重雄	70
詫 摩 郡	賀来 信門	60
熊 本 区	佐野 直喜	50
〃	西垣四郎作	50
〃	池部 閑造	30
熊 本 区	西 愛	30
合 志 郡 (18年より)	三島 五雲	60
(19年より)	米谷 源三	20
(19年より)	佐々 友房	10

但、預ケ日又ハ取戻シノ両日ハ利子ヲ省ク

第二条 株金高ハ壹千九百五拾円ヲ限トス

第三条 株主ヨリ当社株券ヲ抵当トシ借用ヲ乞時ハ、壹株ニ付七円ノ貸付ニシテ利足ハ月壹歩壹朱、期限ハ三ヶ月ノ貸付トス。尤利納アル時尚三ヶ月ノ延期ヲナスモノトス

第四条 大坂端金同所双場即チ四拾円ニ七掛ヲ以テ計算シ、是ヲ新料金ニ引直シ、其端金アラハ是ヲ各株主ニ引渡スモノトス

第五条 利子配当ハ毎年六月、十二月ノ両月トス。

第六条 株金満株後入社ヲ乞者ハ、預リ金ニシテ株主配当ノ利子ヨリ式割引ヲ以配賦スルモノニシテ、期限ハ当社營業期限中預ケ置モノトス

第七条 社長高島義恭、取締役佐々干城・高橋専太、會計掛西垣四郎作ニ決ス

第八条 本社ヨリ他人ニ貸付金ノ抵当ハ金録并起業公債并熊本兩銀行株券、古金銀ニ限ルモノトス

佐々家文書について (中元)

佐々家文書について(中元)

尤モ他品相応ノ抵当ト見認ル時ハ取締協議ノ上タルヘシ

第九条 大坂商船会社株券抵当トスル時ハ、其時ノ双場ノ半額ヲ貸付ルモノニシテ利子期限等ハ第三条同様タルヘキ事

第十条 該社株主萬一非常ノ災害ニカ、ル時ハ惣株主協議ノ上、準備積立金ノ都合ニ寄り相応ノ救助スルコトモアルヘシ

この外、貸付金は高島義恭つまり社長の私金という形にして「各人民」に貸付けることにした。

次に揚荷業についてみると、海運会社は十七年以来、大阪商船会社の百貫港における積揚貨物の取扱いを悉く請負つてきたが、十八年に商船会社熊本支店より、「馬関、博多、唐津、呼子、伊万里、長崎等ノ諸港ハ等已ニ合併加入(仲買人ノ)³⁰⁵」を行なつたために、熊本においても仲次業同業者が合併する様にとの申入れがあり、汽船貨物熊本廻漕部として「損益分担其ノ他ノ約則³⁰²」を設けることが企画された。そこで、十八年七月に「百貫港積揚貨物取扱経済分担約則書」(十五條)并「揚荷運賃収入金之内益金分賦申合セ内規則³⁰³」が、大阪商船会社熊本支店附属仲次業である海運社・公(広)運社・宮崎真三・児藤市太郎・小倉小三郎・常盤谷慎吉・柳辺三郎・西半五郎と熊本支店長津枝正信との間で取交わされた。それによると、損害要償負担の証拠金として、海運社より熊本支店へ二千元を預けること、積入貨物、船中仲使取扱の事は海運社の負担とすること、外に経費の分担、純益の配分法などが決められ、主に海運社を中心に仲次業者をまとめようとしたものであつた。しかしこれが実際に運営されたかは疑問で、二十一年まで待たねばならなかつた様である。

二十一年五月二十二日の海運社株主惣会において、「大阪商船会社各仲次と連合之事件⁷⁹」が協議された。「当社ハ從來揚荷取扱之業ヲ営ミ、是迄多少之便益ヲ得シモ、社外船増加シ水揚賃等非常之輕価ヲ以取扱候得バ、彼我ノ間ニ於テ自ラ競争セザルヲ得ズ。為ニ水揚賃月ヲ遂テ低落(中略)本年一月ヨリ四月迄貳百三拾四円三拾銭ニシテ一ヶ月

平均五拾八円五拾八銭ナリ。これは前年ノ収益額ニ比算スルニ一ヶ月式拾三円八拾銭ノ差」があり、ために「当社揚荷ノ業ヲ以テ各仲次ト協同団結シ、明十橋通広運社ニ於テ集合取扱所ヲ設ケ、從來ノ業務ヲ盛大ナラシメ、其収益ヲ各店ノ資格ニ分割」しようという事になつて、當時の海運会社社長古閑信喜を連合店店長に決めた。この一週間程前の五月十五日に、すでに海運会社の回漕營業を熊本回漕聯合店に譲渡し、是迄の創業費として千四百円を受取つてゐる。これ以後海運会社の回漕業は熊本回漕連合店に加入して、古閑信喜によつて運営され、海運会社は佐々干城が取締つた。二十一年四月十五日に大阪商船会社は、從來支店のあつた百貫石を引揚げて三角に支店を移した。ところで、明治十年代末より二十年代にかけて鐵道企業への投資がさかになるが、九州でも九州鐵道をはじめ鞍手鐵道、津屋崎鐵道、下北筑鐵道、百貫小鐵道、日奈久鐵道等々が企画され、二十一年に九州鐵道会社、二十三年に筑豊興業に免許がおりた。^(注10)海運会社株主連も鐵道に興味を示し、「当社揚荷取扱業務ノ如キハ鐵道ノ布設と共に漸次變転、遂ニ廢業ノ姿トナルハ必然」、「今後次第ニ金利ノ低落ト共ニ貸附金ノ業務モ自ラ衰退ニ赴クハ必然」と同社の前途を危ぶんで、九州鐵道に投資することを決議した。^(注11)

3 開運合資会社 (自明治二十六年十二月 至明治三十八年十二月)

二十六年七月一日より商法が実施されたために、各会社は組織の變革を余儀なくされたが、海運会社もその例外ではなかつた。そこで、「在來の資本ヲ分割シ貸金業ヲ別組織トスル」、「株式、合資何レノ組織ニ拠ル乎」、「貸金營業ハ私立銀行、普通貸金營業何レト為ス乎」、「社名ノ」等々を協議した結果、⁽⁴⁰⁾二十六年十二月二十五日より社名を開運合資会社と改称した。貸金を營業目的とし、資本金一萬圓、社員人員十七名で発足した。⁽⁴⁰⁾(規約は資料2に掲げた。ここで從來併業してきた汽船問屋は資本金千九百五十圓で別組織として切離され、海運合資会社と名づけられて、事務所は開運合資会社の近くに設けられた。⁽⁴⁰⁾この海運合資会社の資料は、この後欠けているので内容等はわからないが、

佐々現文書について（中元）

熊本協同回漕店に加入していたと思われる。

新会社の役員は、社長佐々干城、専務取締役古閑信喜、取締役下田一巳・高橋専太・須崎休十郎の面々であつた。
 なお、干城の俸給は当初年間百二十円、賞与五十円、信喜は各々四十八円、三十円であつた。
 社員出資額は次の様である。

表 2 社 員 出 資 額

職 業	氏 名	元海運 会社株	預金高	増 株	開運会 出資額
会社員	佐々 干城	260	340	400	1,000
無	高橋 長秋	70		930	1,000
会社員	下田 一巳	210		690	900
無	須崎休十郎	180	390	330	900
〃	猿木 宗那	170	200	430	800
農	友田 郁雄	130	340	330	800
商	高橋 専太	150	180	470	800
農	一宮 一馬	130	330	340	800
商	古閑 信喜	150		650	800
無	志水 元五	110	30	610	750
〃	大野 かし	150	280		430
〃	今朝洞重雄	70	40	290	400
〃	賀来 信門	60	10	50	120
商	米谷 源三	20		190	210
無	田尻 昇蔵			200	200
〃	三島 五雲	60			60
〃	松原 マキ	30			30
計		1,950	2,140	5,910	10,000

開運合資会社出資高調 (193) より

この出資額一万円は、従来の海運会社株金千九百五十円、元海運社株主定期預金二千百四十円、増資本として各株

主より集めた五千九百十円を加えたものである。

出資者の高橋長秋は、佐々友房と共に熊本隊に加入し、同心学舎の創立員となり、又紫溟会の幹部でもあつた。その後観光社の整理にあたつたり、細川家財政顧問となつたり、第九銀行の整理を担当したり、熊本経済界で大きな役割を果たした。三十二年には肥後銀行の頭取にもなつてい^(佐江)る。

海（開）運会社の経営帳簿としては、中心となる「勘定元帳」が十九年より三十五年まで残つており（二十三・四年分は欠損）、それに付随して「貸金台帳」、「出納日記帳」、「積立金控帳」、「株金益配当簿」が散在している。これら帳簿は借方、貸方で区別されており、借方が支出部、貸方が収入部にあたる。海運、開運会社が貸付業を主な目的とした所から、二十年より三十四年までの「総勘定元帳」の貸付部より個人別の貸金高表をつくり、上位二十位までをあげてみた（表3）。古閑信喜が断然多いが、これは全部が彼個人のための借用ではなく、彼の名義で借用して他の企業に融資したと思われる。これは又干城の場合にも言えることである。二位の佐々・古閑等というのは、二人の共同借付分と数人共同の分も共に入れた。その外の「等」と入っている場合も同様である。貸金は二十六年以前よりも、貸金業として独立した二十七年以降に急激に増え、特に二十九・三十一がピークとなっている。貸付対象の特徴をあげれば次の様なことがいえる。

1 海運会社は十七年以来大阪商船会社の揚荷の請負をやり、二十一年には仲次業者間で連合店を組織し、更にそれを発展させた熊本協同回漕店をつくり、そのいずれもの中心となつていた関係上、広運社、商船会社（熊本支店）、熊本回漕連合店（後の協同回漕店）が対象となつている。広運社、商船会社への貸付額は小さいが、連合店、回漕店になるとその額も大きくなり、三十四年現在では貸越になつてい^(佐江)る。

2 熊本産業界への貸付け

明治初期の熊本における商工業は停滞気味であつた。明治八年、沼山実学党系の喜悅氏房が興した緑川製紙をは

表 3 借 用 金 高 調

氏 名	明治20～26年	明治27～34年	計
○古 閑 信 喜	2,312	21,129,163	23,441,163
○佐々(子)・古閑等	1,002,500	14,189,166	14,191,666
○高 橋 長 秋等	5,782,645	3,703,275	9,485,920
園 田 軍 太	0	9,348,800	9,348,800
中 島 茂 七	8,906,300	0	8,906,300
三 島 大 七	8,019	0	8,019
○佐 々 干 城	1,281,968	6,047,498	7,329,466
佐 々 友 房等	1,695,416	4,854,410	6,549,826
宮 川 健太郎	3,000	830	3,830
友 技 巖	2,770	1,000	3,770
熊本回漕連合店	1,205	2,394,646	3,599,646
熊本協同回漕店			
小 田 卯太郎	1,345	2,165,310	3,510,310
新 旧九州移民会社	73	3,246,195	3,319,195
○下 田 一 巳	468,	2,294,358	2,762,358
出 田 軍 治	2,580	0	2,580
○高 橋 専 太	366	2,059,618	2,425,618
○須 崎 休十郎	110	2,236,030	2,346,030
○志 水 元 五	837	1,242,223	2,079,223
村 井 雪 台	1,500	300	1,800
○田 尻 昇 蔵	353,750	1,276,360	1,630,110

※ ○印は開運会社株主

※ 明治23年度分は入っていない。

はじめとする士族授業事業は、二十三年から二十四年にかけての我国最初の資本主義的恐慌で、ほとんどが解散、休業した。その後金融機関の援助を受けて民間企業が勃興する。進歩銀行は熊本電燈株式会社（二十四年）を、第九銀行は熊本紡績会社（二十六年）を、第百五十一銀行は東肥製紙株式会社（二十九年）をそれぞれ援助した。^{（註12）}海（開）

運會社が關係した会社も、二十代中半から三十年代初めにかけて創設された会社が殆んどである。貸付簿にてくるのは主に個人名であるが、彼らは諸会社に関係しており、借入金もそのためのものと推察できるので、それら会社名を列記してみよう。

熊本紡績株式会社

明治二十六年創立。資本金十五万円、二十九年三十万円に増資。社長志水茂次郎（元熊本藩家老）。三十三年の恐慌で経営が行詰まり、久留米紡績と共に三池紡績と合併し、九州紡績株式会社熊本工場と改称した。そして三十五年には鐘紡株式会社に統合された。^(註13)

東肥製紙株式会社

明治二十九年六月創立。資本金百万。二万株で三百九人の出資者であつた。社長藤村紫朗、取締役岡崎唯雄・沢村大八・大谷高寛・古閑信喜（第六回營業報告より）。⁽²⁵⁾三十三・四年の恐慌にあつて解散した。

熊本織物力食株式会社

西南の役罹災の士族救済のために、士族授産事業として十二年に事業を開始した力食社を組織変更したもの。三十年より三十八年まで操業。資本金二万円。専務取締役湯地恒雄、取締役古閑信喜（第十三回營業報告より）。⁽³⁸⁾

八代煉瓦合資会社

三十年一月創業。資本金一万円。委員長佐藤敬太。高岡元真・浅山知定等が出資者である（第一回營業報告より）。⁽³⁷⁾

緒方五百枝織物工場

三十一年より貸付簿にみえる。

九州移民株式会社

資本金三万円。三十年五月創立。専務取締役社長佐々干城、理事長安達謙蔵、取締役古閑信喜・内柴敬持・佐藤

敬太（第十二回營業報告より）³⁸⁶

創立について『高橋長秋伝』をみると、「日本郵船会社社長吉川泰次郎、同社重役佐久間精一氏が組織せる吉佐移民会社の下請負事業たる熊本の九州移民会社（高木氏経営）が、ニューカレドニア移民に失敗せる為、吉川・佐久間両氏より植民事業に熱心な津田静一氏に九州移民会社の経営を交渉してきたので、津田氏は高橋長秋・佐々・古閑に相談して之を承諾」したということである。事務所は開運合資会社の二階を借りた。

台湾拓殖株式会社

台湾で行なつた製糖会社である。津田静一は二十六年八月の国権党会議で、「日本は人口余りありて土地足らず、故に海外に出て植民地を開くは其大利たる言を待たず。但し之を為すには資本を有せざるべからず」、「今や東京の如き殖民熱大に起り（中略）会社を創立せんとする企てあり」と海外で事業を興すことを説いた。二十八年九月には台湾事業発起人会を開き、磯部見義・沢村大八・津田静一・佐藤敬太・佐々干城・高橋長秋があつまり、熊本支部の委員に大谷高寛・古閑信喜・宮田武平太を選び、津田静一を調査のために台湾に派遣して同社を結成した。貸付簿には三十年よりみられる。四十二年同社は解散、高砂製糖会社が買収した。出資額百円につき五十円の割をもつて返還した。^{（注14）}

福岡炭坑創立事業

開運会社の貸付けに、三十年より福岡炭山創立事業費并に園田軍太の名がみられる。これは筑紫郡席田村月隈の園田炭坑経営のためである。三十年より園田軍太と福井佐吉の共同ではじめられたが、三十二年に事業が思わしくなくなり、中止されるに至つた。

領収証^{（1295の2）}

一金 四百五拾円也

但、福岡県田川郡川崎村及ヒ安真木村ニ渉ル石炭砒四万坪ヲ、共同ニテ九百円ニ買収シタル其半額、前額ノ通領収シ増借込等手続済ノ上契約書交換可致候

明治三十一年七月九日

園田軍太
佐々干城

とある様に、開運会社が炭坑事業に出資し、経営に参加した。

3 佐々友房を中心とした紫溟会関係者への貸付け

熊本の産業界に進出した人々の中にも紫溟会関係者は多い。例えば高橋長秋をはじめ、佐藤敬太・藤村紫朗・岡崎唯雄・津田静一・安達謙蔵等がいる。又觀光社と同心学舎の結びつきが深かつたように、海（開）運会社と済々費の關係も深く、小口ながら教員（浅山知定、木村弦雄、合志林蔵、内藤儀十郎等）への貸付け、又紫溟会の倶楽部であつた鎮西館への貸付けがみられる。更に友房が直接経営しないにしても、資金融通の役割をしたとみえて、かなり高額の借用をしている。特に二十四年頃のアンチモニー鉱山關係への融資が目立つ。この頃アンチモニー鉱山を初め、各鉱山への投資が一般に盛んであつた。二十四年には大分県立石村のアンチモニー鉱山の試掘願、又天草郡志柿村と龜場村の試掘願を脇山逸馬名義で出した。天草の場合には、先に試掘願を出していた玄洋社に協同の話を持出し、試掘願に協力してもらつた。この時、玄洋社の天草鉱山の事業費のために、佐々干城・古閑信喜が百五十一銀行より八百円を借受け、玄洋社の香椎源太郎へ貸与した。³⁹⁹しかしながら紫溟会の天草鉱山事業は失敗に終つた。その後人吉のアンチモニー鉱山事業にも乗出し、玄洋社と競いあつた。

海（開）運会社の配当率をみると表4の様である。不明の年もあるが、十七年より二十六年までは、ほぼ同率でかなりの配当を出し続けた。

佐々家文書について（中元）

（表4） 配 当 率

年 代	配 当 率 (半 年)	年 代	配 当 率 (半 年)
16年前期	3 歩 6 厘	24年前期	7 歩 5 厘
後期	(不 明)	後期	"
17年前期	(")	25年前期	(不 明)
後期	7 歩 2 厘	後期	(")
18年前期	0	26年前期	7 歩 5 厘
後期	1 割	後期	"
19年前期	7 歩 5 厘	27年前期	6 歩 5 厘
後期	"	後期	5 歩
20年前期	"	28年前期	"
後期	6 歩 2 厘 5 毛	後期	"
21年前期	7 歩 5 厘	29年前期	"
後期	(不 明)	後期	"
22年前期	(")	30年	
後期	7 歩 5 厘	31年	0
23年前期	"	38年	
後期	(不 明)		

ところで、明治三十三年第九銀行が突然支払い停止をやつたため、県内各銀行に取付が破及し、熊本貯蓄銀行・福永銀行・百五十一銀行等が支払い停止となつた。これは熊本だけにとどまらず、翌年全国的銀行界混乱に発展した。^(註15)百五十一銀行と密接な関係にあつた開運会社が大きな影響を受けないはずはない。事実開運会社は三十一年後期より赤字を出しはじめていたが、三十五年百五十一銀行が破算すると、開運社の経営も極端に悪くなつて、逆に三十八年十二月廃業するに至つた。

おわりに

海運会社が観光社の事業を引継いだ時は、丁度松方財政のデフレーション政策が行なわれていた時期であつた。十六年、同社は運輸業を目的として発足したが、大阪以西の海運業の合併運動がおこり、十七年大阪商船会社が創立されると、海運会社も所有船を譲渡して、大資本の大阪商船会社に吸収された。海運会社は大阪商船会社の揚荷の請負業に格下げられ、貸付業に専念することになった。このことは、政府の政策的意図にもとづく上からの大資本攻勢に對する地方産業の対応を示すと同時に海運会社の松下デフレ下での金融界に自己を堵けた（成否はともかく）ということであろう。海運会社の貸付業の特徴は、友房を中心とした紫溟会・国権党関係者が極めて多いことである。友房は観光社の時より関係しており、海運会社株主連も彼と志を同じくする者の集まりであつた様である。済々黌、アンチモニー・鉱山費用、台湾殖産会社等へ出資し、紫溟会又は国権党に對して経済的な援助をした。合資会社として近代적装いをこらしながら、その資本構成、取引相手などに私的、思想的結合關係の強さが見られここにも近代日本における企業の一つの特色を見ることができろ。

二十六年、海運会社を開運会社と改称し、資本金を千九百五十円より一万円に引上げた時、揚荷業の海運合資会社を独立させた。それ以後の貸付高は急激に増えていつたが、三十一年後期からは赤字経営となつた。三十三年の第九銀行の支払い停止が熊本産業界のみならず、全国的恐慌の発端となり、この影響で、海（開）運会社と關係が深かつた百五十一銀行も支払い停止となつて、三十五年十一月には破産した。このため、開運会社は以後急速に衰退していつた。日本資本主義成立・發展途上に数多くの小資本会社がたどつた道を、海（開）運会社もたどつたわけである。

（当研究所杉本勲教授、藤野保助教授、木村忠夫助手の各先生方の指導のもとにこの小稿を書いた。ここに感謝の意を表したい。）

佐々家文書について(中元)

(資料 1) 海運会社規則

第壹条 本社之名称ヲ海運会社ト唱エ事務所ヲ熊本区中唐人町壹番戸ニ設置ス

第貳条 本社之責任ハ有限ニシテ其負担ハ株金没収ニ止ルモノトス

第参条 本社之營業ハ貸附金・預り金・荷為換金ヲ施行スルヲ以テ目的トス

第四条 該社之營業ハ明治十七年七月ヨリ明治二十一年六月迄向フ五ケ年ヲ一期トシ、満期ニ至リ更ニ許可ヲ乞ニ永久繼續スルヲ目的トス

第五条 本社ノ資本金ハ壹千九百五十拾円トス

第六条 該社之株金ハ拾円ヲ壹株ト定メ百九十五株トス

第七条 該社營業期限ニ滿レハ解社スルモ尚事業ヲ営ムモ株主總會議之決議ニ任ス

第八条 株主ハ何等之事故アルト雖モ該社期限中ハ其株金ヲ引戻ヲ請求スルヲ得ス

第九条 株主タル者エハ株式壹個ニ付株券壹通ヲ授与ス

其雛形左ノ如シ

第何号

熊本海運会社株式券狀

一金 拾円也

何某儀本社ノ定規ヲ確守シ、明治十七年七月一日ヨリ我海運会社ノ株式之内拾円即チ壹株ノ株主タル事相違ナキ証拠トシ、此株式券狀ニ本社ノ印章ヲ押捺シ之ヲ授与スルモノナリ

但此株券ヲ売買譲与セント欲セハ本社ニ持参シ書換可申出、本本ニ於テハ相当ノ調査ヲ遂ケ、此券狀裏表枠内ニ社長取締記銘調印ノ上是ヲ差戻スヘシ

年号月日

海運会社社長

何之誰印

同取締

何之誰印

何之誰殿

第十条 本社役員ト称スル者左ノ如シ

社長 壹名

取締 無定員

會計掛 壺 名

但事務ノ都合ニヨリ壺名ニテ数務ヲ兼任スル事アルヘシ

第十一条 本社役員ハ株主中ヨリ互撰投票シ、任期ハ満壺ケ年トス

但再撰スルモ妨ナシ

第十二条 株主中意見ナキトキハ、取締ヲ除ク外諸役員ハ他ヨリ撰挙スルモ妨ナシ

第十三条 本社役員タル者本社ノ規則ヲ犯シタルトキハ、惣社員協議之上相当ノ処分スヘシ

第十四条 本社ニ於テ他人ニ対スル万般ノ文書ハ惣テ本社ノ名義ヲ用ヒ、本社ノ印章ヲ捺シ、社長是ニ加印署名ス

第十五条 本社ニ用ユル処ノ印章左ノ如シ

第十六条 該社株主惣会ハ毎年(六月) 二度トス。尤モ株主ハ發議討論ノ權ヲ有ス

但臨時開会ハ株主五名以上ノ同意者ヲ得ル時ハ何時タリトモ開会ノ權アルモノトス。尤定式臨時開会共欠席ノ者ハ他

日異議ヲ唱フルヲ得サルモノトス

第十七条 會議之議長ハ社長是ヲ勤ム

第十八条 社長ノ意見ニヨリ通常会ノ外総株主ノ會議ヲ開設スル事アルヘシ

第十九条 本社計算ハ毎年(六月) 二度決算シ、翌月ニ各株主エ純益金配当及計算報告スヘシ

第二十条 本社株主ハ事務取扱ニ妨碍ナクハ何時タリトモ諸帳簿閱見スルヲ得

第二十一条 実施ノ都合ニ依リ此社則訂正増補ヲ要スル時ハ、其都度県庁エ請願允可ヲ得テ施行スルモノトス

(資料 2) 開運合資会社規則

第一条 本社ノ資本ハ各社員ノ出資ヲ以テ成、其義務ニ対シテハ会社財産ノミ責任ヲ負フモノトス

第二条 本社ノ營業ハ左ノ如シ

一 貸金

第三条 本社ハ開運合資会社ト称シ、營業所ヲ熊本市塩屋町裏一番町五十五番地ニ設置ス

第四条 本社ノ存立時期ハ向フ滿十ケ年トス、但、社員總會ノ決議ヲ以テ継続スルコトアルヘシ

佐々家文書について(中元)

佐々家文書について(中元)

第五條 本社ノ印章左ノ如シ

第六條 本社ノ資本金ハ壹万円トシ、各社員ノ出資高ハ別冊ニ明記ス

第七條 社員ニハ出資ノ証トシテ証書ヲ交付スルモノトス

第八條 社員ハ本社存立時期満了マテハ、総社員ノ承諾ヲ得スシテ出資ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第九條 社員死亡シタルトキハ、相続人其權利義務ヲ繼承スルモノトス

第十條 社員ハ取締役ノ認可ヲ得ルニアラサレハ、其持分ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス

第十一條 本社ノ業務ヲ担当セシムル為メ、社員ヨリ左ノ業務担当社員ヲ設ク

取締役五名 内社長一名

専務取締役一名

第十二條 取締役ハ社員總會ニ於テ撰挙シ、社長及ヒ専務取締役ハ取締役ノ互撰ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 取締役ハ書記又ハ雇員ヲ備使スルコトヲ得

第十四條 取締役ハ職務規定其他ノ規則ヲ定メ、之ヲ施行スルコトヲ得

第十五條 取締役ハ其協議ヲ以テ本社ニ借入金ヲ為スコトヲ得

第十六條 取締役ハ本社全体ノ業務ニ付總テ本社ヲ代表ス

第十七條 取締役ハ其業務施行中ニ生シタル会社ノ義務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負フ。但シ、其責任ハ退任後ニケ年ノ満了ニ因テ消滅ス

第十八條 取締役給料ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

第十九條 社員總會ハ通常・臨時ノ二様ニ分チ、通常總會ハ毎年兩度(七月)ニ之ヲ開キ、半期間ノ諸計算報告及ヒ利益金ノ配當ヲ決議シ、臨時總會ハ取締役ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ総社員四分ノ一以上ノ申立アルトキ之ヲ開ク

第二十條 總會ヲ開カントスルトキハ予メ議案ノ要旨ヲ記載シ、場所・日限・時刻ヲ定メ、少クトモ七日前ニ各社員ヘ通知スヘシ

第二十一條 規約ノ變更及ヒ任意ノ解散ニ就テノ決議ハ、総社員四分ノ三以上ノ決議ニ依ル

第二十二條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議録ニ登記シ、出席取締役之ニ捺印スヘシ

第二十三條 本社ノ營業年度ハ一月ヨリ十二月マデトス

第二十四條 本社ノ損益決算ハ毎年七月・一月ノ兩度ニ之ヲ為シ、其收益金ノ内ヨリ諸經費損失補填ノ金額及ヒ役員賞与金ヲ引去

リ其殘金ヲ純益金トシ、左ノ如ク配当スヘシ。但其配当割合ハ總會ノ決議ニ依ル

一 積立金

二 社員配当

第二十五条 本社ノ損益ハ社員ノ持分ニ応シ、平等ニ之ヲ配当スルモノトス

第二十六条 本社ニハ金銭出納帳・日記帳・總勘定元帳・社員出資台帳ヲ備フヘシ

第二十七条 此規約ハ社員總會ノ決議ヲ以テ更正・加除スルコトヲ得

第二十八条 此規約ニ記載セサル権限義務ハ、總テ商法ノ規定ニ遵フ

右規約ハ總社員ノ合意ヲ以テ之ヲ決定シタルコトヲ証ス為メ、各自記名調印スル者也

明治廿六年十二月廿五日

(社員名略)

(注)

1 佐々弘之氏所藏文書 (九州文化史研究所所藏フィルム)

2 佐々家文書番号を示した。以下 () 中の番号は整理番号を示したものである。

3 関係論文に、森山恒雄「近世初期肥後国衆一揆の構造」(九州文化史研究所紀要七号)、桑田忠親「太閤書信」がある。

4 前掲、佐々弘之氏所藏文書

5 「克堂佐佐先生遺稿」

6 「克堂佐々先生遺稿」収録

7 「肥後商工先達伝」、高橋長秋の項

8 「大阪商船株式会社五十年史」

9 「熊本県の歴史」

10 古島敏雄「産業資本の確立」(「日本歴史」近代4)

11 「肥後商工先達伝」、高橋長秋の項 12、13 「熊本県史」II

14 「模溪津田先生伝纂」

15 「熊本県史」II

佐々家文書について (中元)